

各市町村

新型コロナウイルス感染症対策本部長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

まん延防止等重点措置の公示に伴う時短要請及び感染防止対策の徹底について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、政府対策本部において、まん延防止等重点措置の公示が変更され、8月20日～9月12日の間、本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されました。

については、政府が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、別添のとおり飲食店等及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設に対し、営業時間の短縮要請をはじめとする、各種取り組みへの協力を要請いたします。

各市町村におかれましては、趣旨をご理解いただき、HPでの公表や防災無線による放送など、住民や自治会、関係団体等に対し、あらゆる手段を活用して広く周知いただきますようお願いいたします。

※ 詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内します。

【県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<特に周知をお願いしたい事業者>

※こちらの分野については、県から連絡する窓口がございませんので、市町村から周知いただきますようお願いいたします。

- ・民間のスポーツジム、スポーツ施設
- ・ライブハウス
- ・カラオケ店
- ・ゲームセンター、ボーリング場などの遊技施設

<添付資料>

- ・飲食店への営業時間の短縮要請について
- ・大規模施設への営業時間の短縮要請について

岐阜県 感染症対策調整課 社会基盤係			
担当係長	佐藤	担当	高野
電話	058-272-8155 (直通)		
e-mail	c11238@pref.gifu.lg.jp		